解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

新潟県新潟市中央区上大川前通六番町一一七八番地一　新潟県病院厚生年金基金

清算人　西野　勲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月二十二日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

三重県度会郡玉城町積良八二四番地

清算法人積良土地改良区

清算人代表　辻　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

兵庫県神崎郡市川町神崎九二　薬師寺

清算人　久司　宗浩

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

宮崎県東臼杵郡門川町東栄町三丁目六番地一四　宗教法人新生之園

清算人　門川磨智子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年九月十日開催の第八十四回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

東京都千代田区三崎町二丁目九番一二号　全日本造船機械労働組合

代表清算人　永田　利治

解散公告（第三回）

当組合は、臨時組合総会の決議により平成二十八年九月三十日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

東京都台東区蔵前四丁目一三番四号　蔵前自動車整備協同組合

清算人　宮崎　賢治

解散公告（第三回）

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第二十二条の規定により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地　南丹・京丹波地区土地開発公社

清算人　寺尾　豊爾

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十八年八月二十二日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

大阪府四條畷市中野本町一番一号　四條畷市土地開発公社

代表清算人　森川　一史

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成十一年八月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月五日

沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地　清算法人糸満市喜屋武土地改良区

代表清算人　徳嶺　嘉祥

配当公告

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一二号　破産者　日本サン・ランド株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十六年（フ）第一〇三五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金五五、八九六、五三〇円

一、配当することのできる金額　金五五、八九六、五三〇円

平成二十八年十月五日

東京都中央区銀座七丁目一二番一四号大栄会館五階　富永浩明法律事務所

破産管財人　富永　浩明

配当公告

岡山市中区東山二丁目一七番二二号東山宿舎一〇三　破産者　戸前　壽夫

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十七年（フ）第五四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金一八、四二八、二六二円

一、配当することのできる金額　金一二、九九一、五九六円

平成二十八年十月五日

岡山市北区弓之町八番一七号　破産管財人　種田　蘭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区中の島一条一丁目五番、最後の住所札幌市豊平区平岸二条八丁目一番三三―七〇二号　被相続人　亡　竹場　愿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月五日

札幌市西区琴似一条六丁目四―三琴似第一ビルディング二階琴似・あかつき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小野暁世史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区豊平七条一〇丁目二〇番地、最後の住所札幌市西区二十四軒一条五丁目一番二―九〇一号

被相続人　亡　松田　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月五日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　ながた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　英祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区中山台西八番地一一、最後の住所仙台市青葉区国見二丁目三番一三号第一光洋荘一〇二　被相続人　亡　田中由規男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月五日

仙台市青葉区国分町一丁目七番一八号白蜂広瀬通ビル四階

相続財産管理人　弁護士　原田　智之

第12期決算公告

平成28年8月30日　東京都中央区勝どき一丁目13番1号

株式会社セルバンク

代表取締役　北條　元治

貸借対照表の要旨　（平成28年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	609,643	流動負債	625,807
固定資産	306,926	引当金	8,654
		その他の負債	617,152
		固定負債	150,176
		株主資本	140,586
		資本金	81,000
		資本剰余金	61,000
		資本準備金	21,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	8,586
		その他利益剰余金	8,586
		（うち当期純利益）	(26,419)
		自己株式	△10,000
資産合計	916,570	負債・純資産合計	916,570